

## 農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン

～農林漁業成長産業化ファンドを多様な「農林漁業者」に御活用いただくために～

平成26年10月10日

一部改正 平成29年5月31日

農林水産省食料産業局産業連携課

### はじめに

農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し支援を行うことを目的として創設されたものです。

本ファンドは平成25年2月に開業した株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）を通じて運用されており、6次産業化の取組に対して出資等の支援を行っております。

このガイドラインは、農林漁業成長産業化ファンドを農林漁業を営む個人や団体・企業に一層活用していただくため、作成したものです。

このため、関係者の皆様に広く活用されるものとなるよう、内容を随時見直して充実させていきたいと思っておりますので、お気づきの点等があれば、御意見をお寄せ下さい。

<連絡先>

農林水産省 食料産業局

産業連携課 ファンド室

03-6744-2076（直通）

## 目 次

### 1. 農林漁業成長産業化ファンドについて

- (1) 農林漁業成長産業化ファンド創設の背景・目的…………… 2
- (2) 農林漁業成長産業化ファンドの出資対象…………… 4
  - ① 6次産業化事業体を基本とする理由…………… 4
  - ② 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行う場合…………… 6

### 2. ファンドの出資を受けるための要件について

- (1) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定等…………… 7
  - ① 六次産業化・地産地消法上の農林漁業者等の範囲…………… 7
  - ② 総合化事業計画の認定の考え方…………… 8
- (2) 新規に農林漁業に取り組む方……………10
- (3) 6次産業化事業体が農林漁業生産を併せて行う場合……………12
- (4) 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化に取り組む場合……………13
  - ① 農林漁業を行う法人に対する出資の範囲……………13
  - ② 出資金の使途の管理……………13
- (5) 6次産業化事業体に係る経営の考え方……………14

### 3. 農林漁業者の資金力に配慮したファンドの活用について

- (1) サブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ……………15
- (2) 資本性劣後ローン及び無議決権株式の活用……………16
- (3) 1人当たりの出資負担の軽減……………18

【参考】

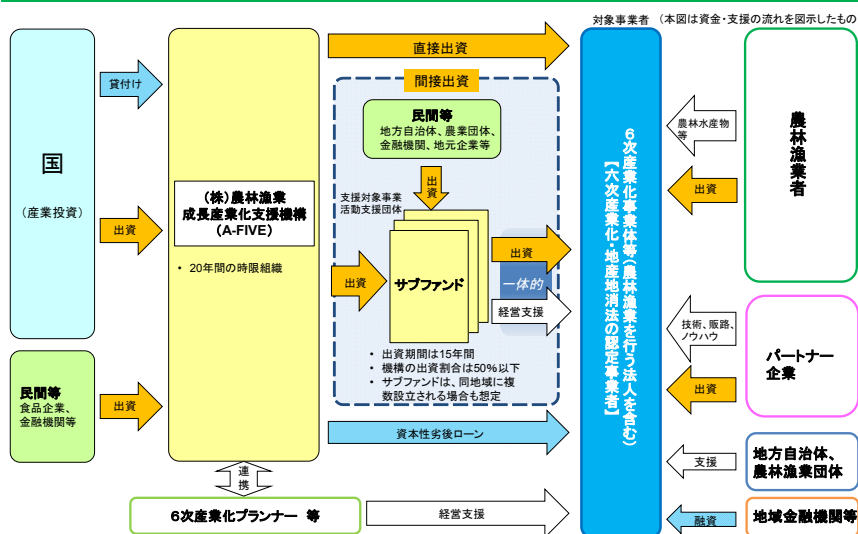
◎6次産業化とは

- 6次産業化とは、農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするものです。
- 農林漁業者が主体となって、農山漁村に由来する農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に取り組むことで、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内における所得と雇用を確保することとなります。

◎農林漁業成長産業化ファンドとは

- 農林漁業者等（農林漁業者、農林漁業者が組織する団体）が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対して、出資等の手法による支援を行います。
- 農林漁業成長産業化ファンドは、天候等のリスクがあり、また生産サイクルが長い特質を有する農林漁業の経営発展を支援するため、最長15年間を支援期間とする育成型ファンドです。
- 農林漁業成長産業化ファンドを活用いただくことにより、以下のとおり、創意工夫を生かした新事業に取り組む際のリスク低減が図られるなど様々なメリットがあります。
  - ① 出資を受け、自己資本の充実が図られることにより、更なる民間融資等が活用しやすくなる
  - ② 経営に必要な用途であれば、自由に使用が可能（例えば、運転資金・人件費等）
  - ③ 出資だけでなく、様々な経営支援を受けることができる
- なお、農林漁業成長産業化ファンドによる出資を受けるに当たっては、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受ける必要があります。

農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ



※この他、A-FIVEから支援事業者(6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者)への出資も可能。

## 1. 農林漁業成長産業化ファンドについて

### (1) 農林漁業成長産業化ファンド創設の背景・目的

- 農山漁村を再生していくためには、農林漁業者の所得の向上や地域における雇用の確保が何より重要です。
- 農山漁村は、農林水産物やバイオマスなど農林漁業に由来する多様な資源に満ちています。農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者が加工・流通等の新たな分野における事業者との連携を通じて、こうした資源の価値を高める6次産業化の取組を推進していくため、当該取組を行う者に対し、必要となる資本の供給などの支援を行うものです。
- 農林漁業成長産業化ファンドは、主にサブファンドを通じた間接出資の方式をとっていますが、販売先が広域にわたる場合などは、A-FIVEからの直接出資も可能です。

農山漁村においては、農林漁業の就業人口や所得が大きく減少し、活力も低下しています。また、農山漁村において雇用の場を確保しようとしても、企業誘致が思うように進まないといった声があります。

今後、農山漁村を再生していくためには、農山漁村が有する潜在的な力を上手に発揮させることにより、農林漁業者の所得の向上や地域における雇いを確保していくことが何より重要です。

この点、農山漁村は、農林水産物やバイオマスなど農林漁業に由来する多様な資源に満ちています。

こうした資源等を有効に活用することで、農林漁業者の所得を確保し、地域における雇用創出につなげていくためには、農林漁業者自らが生産した農林水産物等を活用して、その価値を高めて消費者に届けていく活動（農林漁業の6次産業化）を推進していく必要があります。

しかしながら、農林漁業者が6次産業化に取り組む場合、資本の充実や、消費者の需要に適確に対応した商品開発などに関するノウハウの取得が課題となっています。このため、農林漁業成長産業化ファンド（以下「ファンド」という。）

は、農林漁業者等が6次産業化に取り組む場合について、A-FIVEを通じて、出資、融資等の支援を行っています。

ファンドは、民間の資金・ノウハウを生かしつつ、地域に根ざしたきめ細かな支援を行う観点から、地域の金融機関を含む民間企業等が出資するサブファンドに対してA-FIVEが出資し、当該サブファンドが事業者に出資するという間接出資の方式をとっています。

また、販売先が広域にわたる場合や、雇用などの事業効果が広範に及ぶ場合などは、A-FIVEから事業者に直接出資することも可能です。

## (2) 農林漁業成長産業化ファンドの出資対象

- ファンドは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた「農林漁業者等」を出資対象としています。
- 具体的な出資対象については、農林漁業以外の業種のノウハウの活用を図る観点から、農林漁業者等を主たる出資者として、パートナー企業が資本参画することで、農林漁業を行う法人とは別に設立される合弁事業体を出資対象とすることを基本としています。
- また、農林漁業を行う法人については、新たに6次産業化に取り組む財務基盤を有していること、必要な知見や販路を有していること等により、自ら6次産業化を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人もファンドの出資対象としています。

ファンドの出資等の支援対象者は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）に基づき、農林水産大臣から「総合化事業計画」の認定を受けた農林漁業者等となっていただく必要があります。

（総合化事業計画の認定等については、「2. ファンドの出資を受けるための要件について」を参照下さい。）

また、ファンドの出資対象については、農林漁業者等を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画することで、農林漁業を行う法人とは別に設立される合弁事業体（以下「6次産業化事業体」という。）を出資対象とすることを基本としつつ、農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合については、当該法人も出資対象としています。以下、6次産業化を行う事業体を総称して「6次産業化事業体等」とします。

### ① 6次産業化事業体を基本とする理由

ファンドの出資対象について、農林漁業者等を主たる出資者として、パートナー企業が資本参画する6次産業化事業体を基本としているのは、

ア 農林漁業者等においては、原料となる農林水産物等の安定的な販売・供

給先の確保やその価格決定への主体的な関与が可能となることに加え、商品開発や販路に関する技術・ノウハウを活用して事業を展開できること

イ パートナー企業においては、安定的な原料調達が可能となることに加え、地域の農林水産物等の生産状況やその特性の知見を深め、これを生かした商品開発や販売が可能となること

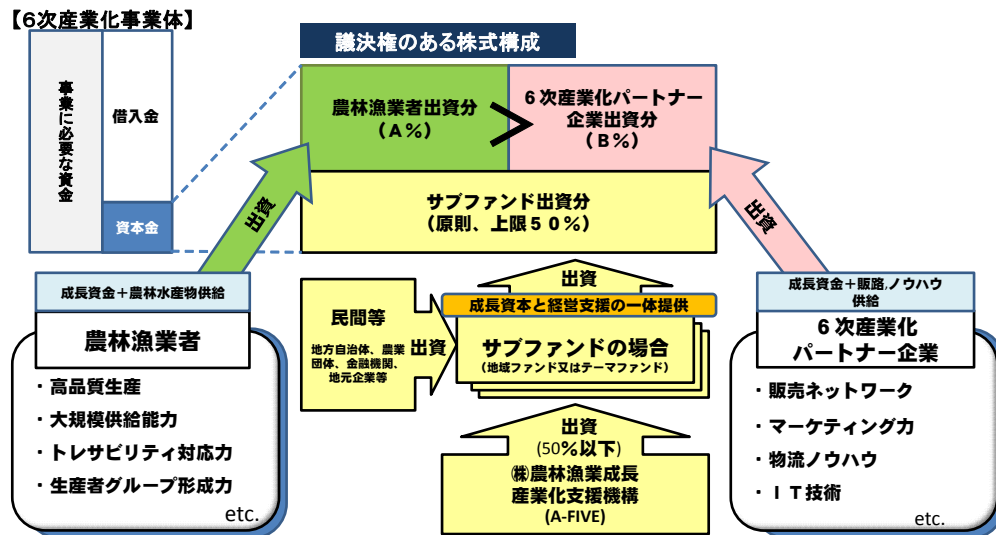
ウ 農林漁業者等とパートナー企業が事業のリスクを分散しつつ、一つの事業体においてリターンと責任を共有できることに加え、当該事業体を成長させることを通じて農林漁業者の経営の安定や農山漁村の活性化を図るといふ目標も共有できること

などによるものです。

このような性格を持つ6次産業化事業体は、農林漁業者等とパートナー企業のそれぞれの強みを取り入れ、弱みを打ち消し合いながら事業を展開していくことが期待されます。

6次産業化事業体において農林漁業者が「主たる出資者」であるかどうかは、サブファンド（直接出資の場合にはA-FIVE）を除いた持分（議決権）で判断されます。例えば、6次産業化事業体の総議決権のうち、ファンドが2分の1の議決権を有している場合、農林漁業者は4分の1を超える議決権を有していれば「主たる出資者」と判断されます。

なお、加工・流通等の分野の人材が確保されているなど、当該分野のノウハウ等の取得の見込みが十分にあるときには、パートナー企業の参画がない場合であっても、出資対象となることができます。この場合、農林漁業者（農林漁業に参入した個人、団体・企業を含む）とサブファンド（又はA-FIVE）がそれぞれ出資して6次産業化事業体を作ることとなります。



## ② 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行う場合

農林漁業を行う法人については、新たに6次産業化に取り組む財務基盤を有していること、6次産業化に必要な加工技術に係る知見や製品の確実な販路を有していること等により、自ら6次産業化を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人もファンドの出資対象としています。

農林漁業を行う法人がファンドの出資を受ける場合、パートナー企業の出資を受け入れることが原則となりますが、2次産業・3次産業の事業者との業務提携やこれらの知見を有する人材を確保すること等により、上記の2次産業・3次産業分野の技術・ノウハウ等の取得の見込みが十分にあり、6次産業化事業の遂行が確実と見込まれる場合には、パートナー企業の参画がない場合であっても、出資対象となります。

なお、ファンドの出資を受けるに当たっては、民間金融機関や株式会社日本政策金融公庫等の融資を併せて活用し、これらの金融機関を介してパートナー企業の紹介を受けることや販路開拓の確保を行うこと等に努めることが必要となります。



## 2. ファンドの出資を受けるための要件について

### (1) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定等

- ファンドの出資対象となるには、まず、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた「農林漁業者等」となることが必要です。
- 六次産業化・地産地消法上の「農林漁業者等」は、「農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体」とされていますが、この「団体」には、これらの方々が主たる出資者となっている法人が含まれています。
- また、総合化事業計画においては、農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等を用いて新商品の開発や新たな販売方式の導入等を行うことが求められます。
- このため、6次産業化事業体においては、出資元の農林漁業者等（個人、団体・企業を含む）から6次産業化事業体に農林水産物等の原料を供給する計画を立てることにより、総合化事業計画の認定を受けることが可能となります。また、農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行う場合には、自ら生産した農林水産物等の原料を用いる計画を立てることが必要です。
- 6次産業化事業体への原料供給が可能であれば、農林漁業者が所在する地域や実際に農業参入した地域と、6次産業化の事業が行われる地域とが離れていても出資の対象となります。

#### ① 六次産業化・地産地消法上の農林漁業者等の範囲

前述のとおり、ファンドの出資対象となるには、まず、六次産業化・地産地消法に基づき、農林水産大臣から総合化事業計画の認定を受けた「農林漁業者等」になっていただく必要があります。すなわち、「農業者、林業者若しくは漁業者」であることが必要ですが、これは、それぞれ、「農業」、「林業」、「漁業」を営む者であり、例えば、

ア 農業については、耕種農業、畜産農業

イ 林業については、育林業、素材生産業

ウ 漁業については、海面漁業、海面養殖業

などが含まれます。(詳しくは日本標準産業分類を御確認下さい。)

この計画の対象となる「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が単独又は共同の事業として農林水産物等の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業(農林漁業と関連事業の総合化を行う事業)であって、

ア 農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等が生産した農林水産物等を含む。以下イ及びウにおいて同じ。)をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

イ 農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

ウ ア又はイに掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

を行うものです。(詳しくは別紙を参照下さい。)

総合化事業計画の認定を受けられる農林漁業者等は、「農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体」とされていますが、この「団体」には、これらの方々が主たる出資者となっている法人が含まれています。

## ② 総合化事業計画の認定の考え方

次に、六次産業化・地産地消法に基づく認定を受けるために作成していただく総合化事業計画ですが、

ア 認定を受けようとする農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。)の農林漁業経営の現状

イ 総合化事業の目標

ウ 総合化事業の内容及び実施期間

エ 総合化事業の実施体制

オ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

等について記載をしていただく必要があります。(詳しくは、農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/inde>

x.html を御覧下さい。)

計画を作成していただく際には、以下の点に御留意下さい。

(i) 農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等を用いて新商品の開発や新たな販売方式の導入等を行うことが求められます。

6次産業化事業体の場合、当該事業体が総合化事業を確実に遂行することができるよう、出資元の農林漁業者等（個人、団体・企業を含む）から農林水産物等の原料の供給を受ける計画を立てることが必要です。

また、農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行う場合は、自ら生産した農林水産物等の原料を用いる計画を立てることが必要です。

(ii) 6次産業化事業体の事業が行われる地域から離れた地域で農林漁業者等が農林漁業を営んでいる場合であっても、6次産業化事業体への原料供給を行うことができるのであれば、当該農林漁業者等が出資する6次産業化事業体は、総合化事業計画の認定を受けることが可能です。

## (2) 新規に農林漁業に取り組む方

- 新規に農林漁業に取り組む方や農林漁業に参入する企業が6次産業化事業体の出資者となっている場合、総合化事業計画の申請時に当該企業等が農林漁業者であるかどうかの確認を行います。
- 農林漁業者の要件としては、農林水産物の生産実績や販売高を伴っていることが原則となりますが、実績がない場合でも、農林水産物の生産に結びつくことが確実であると見込まれる具体的な活動を開始していれば、同計画の認定を受けることが可能です。
- 認定を受ける6次産業化事業体の出資元となる農林漁業者等は、農林漁業を営む者そのものであり、企業にあっては個々の法人格ごとに判断します。

ファンドの活用を前提に、新規に農林漁業に取り組む方や農林漁業に参入する企業については、当該企業等が6次産業化事業体の出資者となっている場合、総合化事業計画の申請時に、当該企業等が農林漁業者であるかどうかの確認を行います。

農林漁業者の要件としては、農林水産物の生産実績や販売高を伴っていることが原則となります。また、仮にそのような実績がなくとも、農林水産物の生産に結びつくことが確実であると見込まれる具体的な活動(※)を開始していれば、これらの方々は農林漁業者となり、その出資先の6次産業化事業体は、総合化事業計画の認定を受けることが可能となります。

なお、新たに農林漁業を行う法人が自ら6次産業化を行う場合も上記に準じて判断を行うこととなります。

〔※ 栽培、飼養、飼育等の他、圃場づくりなど、農業等を行うために必要な行為を含む。〕

なお、6次産業化事業体の出資元となる農林漁業者等は、業を営む者そのものであり、企業にあっては個々の法人格ごとに判断することとなります。

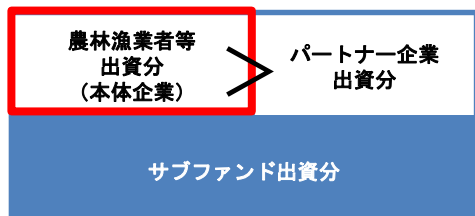
このため、子会社が農林漁業に参入した場合にあっては、当該子会社が6次産業化事業体に農林漁業者として出資することが可能です。(この場合、親会社やその他の会社はパートナー企業として出資することが可能です。)

また、農林漁業に参入した企業であっても、自ら生産した農林水産物等を用い

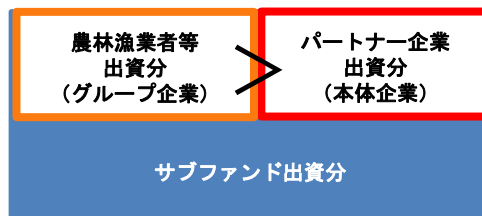
るという (1) ② (i) の考え方に変わりはありません。

【農林漁業に参入した企業によるファンドの活用例】

◎リース方式により自ら農業参入し、  
農業者として参加



◎農林漁業に参入したグループ企業の  
パートナー企業として参加



### (3) 6次産業化事業体が農林漁業生産を併せて行う場合

- 植物工場を含め、6次産業化事業体が6次産業化に必要な農林漁業の生産活動を行う場合については、ファンドの出資対象となります。

ファンドは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた6次産業化事業体等が行う2次産業・3次産業分野の取組を支援するものですが、以下の場合についても、ファンドの出資対象となります。

- ① 出資対象が農林漁業の生産部門を有する場合、総合化事業計画の対象となる新商品開発や新たな販売方式の導入等の6次産業化の取組に必要な農林漁業の生産活動については、ファンドの出資対象とします。(6次産業化に必要な農林漁業の生産活動であるかどうかは事業ごとに判断します。)
- ② いわゆる植物工場(完全人工光型施設又は太陽光・人工光併用型施設)について、新商品開発や新たな販売方式の導入等の6次産業化の取組に必要な農業生産であればファンドの出資対象とします。

#### (4) 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化に取り組む場合

- ファンドによる出資は、出資割合（議決権）において、農林漁業を行う法人の総議決権の2分の1以下とするとともに、総合化事業計画の認定を受けた事業に必要な資金を限度とします。
- また、総合化事業計画における2次産業・3次産業分野の取組に必要な農林漁業の生産活動についても、ファンドの出資対象となる場合があります（ただし、このうち、農業法人が行う生産活動については、農業法人投資育成事業の出資対象とすることを基本とします。）。
- 出資金の用途については、上記の事業に確実に費消されるように、口座管理を別管理とする等の措置が必要となります。

##### ① 農林漁業を行う法人に対する出資の範囲

農林漁業を行う法人が自ら6次産業化に取り組む場合、ファンドによる出資は、出資割合（議決権）において、農林漁業を行う法人の総議決権の2分の1以下とするとともに、六次産業化・地産地消費の総合化事業計画の認定を受けた事業に必要な資金を限度とします。

また、総合化事業計画の対象となる新商品開発や新たな販売方式の導入等の2次産業・3次産業分野の取組に必要な農林漁業の生産活動についても、出資の対象となる場合があります（2次産業・3次産業分野の取組に必要な農林漁業の生産活動であるかどうかは事業ごとに判断されます。詳しくは、A-FIVE等へお問い合わせ下さい。）。

ただし、上記の2次産業・3次産業分野の取組に必要な農林漁業の生産活動のうち、農業法人が行う生産活動については、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）に基づく農業法人投資育成事業の出資対象とすることを基本とします。

##### ② 出資金の用途の管理

出資金の用途が上記の事業に確実に費消されるように、口座管理を別管理とする等の措置が必要となります（具体的な内容は出資時にファンドと締結される投資契約等で取り決めることとなります。）。

## (5) 6次産業化事業体に係る経営の考え方

- 6次産業化事業体の経営については、経営能力を有し、株主が選定する方であれば誰でも6次産業化事業体の経営実務に当たることができます。

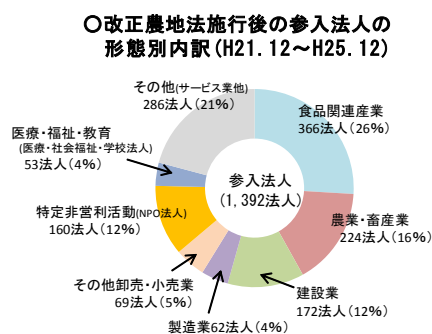
6次産業化事業体の経営については、経営や事業内容における基本的な方針に関する最終的な意思決定は、議決権を通じて農林漁業者等の意向が反映される仕組みとなっています。

一方で、6次産業化事業体は、新商品の開発や新たな販路の開拓等の6次産業化の取組を行う事業体であることから、こうしたノウハウを最大限活用することが重要です。

このため、企業が農林漁業に参入し、農林漁業者として6次産業化事業体に出資した場合以外でも、経営能力を有し、株主の選定する方であれば6次産業化事業体の経営実務に当たることができます。

### 【参考：農業参入した企業の動向について】

平成21年の農地法改正により、企業のリース方式による農業参入が全面的に自由化されました。その結果、改正農地法施行以降、新たに1,392法人（平成21年12月から平成25年12月までに参入した法人数）が農地を利用して農業経営を行っており、多岐の業種にわたる多くの企業による農業参入の動きが加速しています。



資料：農林水産省経営局調べ(平成25年12月末現在)  
(※) 平成21年12月から平成25年12月までに参入した法人数。

※ 上記の農業参入している1,392法人については、農林漁業成長産業化ファンドを活用する際に、農林漁業者として6次産業化事業体に参画することが可能です。



### 3. 農林漁業者の資金力に配慮したファンドの活用について

- 農林漁業者の方がファンドを活用する際に、資金不足がネックになる場合には、以下の方法により、実質的な出資負担の軽減を図ることが可能です。
  - ① 一定の要件を満たした場合におけるサブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ
  - ② 資本性劣後ローン及び無議決権株式の活用
  - ③ 複数の農林漁業者による共同での出資

農林漁業者の方がファンドを活用する際に、資金力不足がネックになることがあります。そのような場合には、以下のような方法により、実質的な出資負担の軽減を図ることが可能です。

#### (1) サブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ

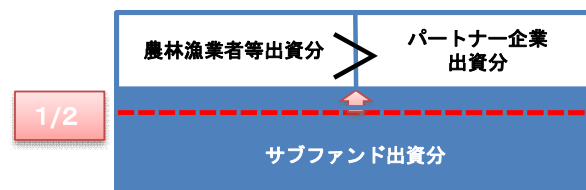
6次産業化事業体等に対するサブファンドの出資割合（議決権）については、原則として、当該事業体の総議決権の2分の1以下とされています。これは、できる限り民間の資金を活用するとともに、当該事業体の経営の自主性を担保するためです。

一方で、農林漁業者の主導性を確保しつつ、農林漁業者の出資余力の乏しさを補完するため、サブファンドからの出資割合（議決権）について、その割合の引き上げを可能としています。

出資割合を引き上げる場合には、サブファンドの出資分が6次産業化事業体等により買い戻されることを想定していることや、公的な支援を充実させることから、収益性や雇用の確保など一定の要件を設けています。

以下の3つの要件を満たしていることで、引き上げが可能となります。

- ・ 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること
- ・ 高い収益性の確保が見込まれること
- ・ 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資すること



## (2) 資本性劣後ローン及び無議決権株式の活用

ファンドでは、6次産業化事業体等に対して、当該事業体の需要に応じて、A-FIVEが出資による支援と併せて、資本性劣後ローンによる融資を実施し、民間金融機関からの融資の円滑化を図っています。

資本性劣後ローン（※）とは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金です。このため、資本性劣後ローンを活用することで、農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を図ることが可能となります。

また、同様に無議決権株式を活用することにより、農林漁業者の出資負担額を軽減することも可能となります。

なお、資本性劣後ローンと無議決権株式については併用することも可能です。

※資本性劣後ローンの特徴

- ①無担保、無保証、②金利は業績連動、
- ③出資期間に合わせた一括償還

農林漁業者等 出資分 (17%)	パートナー企業 出資分 (16%)	A-FIVE 資本性劣後ローン (33.3%)
サブファンド出資分 (33.3%)		

《資本性劣後ローン、無議決権株式の活用例》

◎資本調達において、更に2,500万円が必要となる場合

農林漁業者等 (1,260万円) [26%]	パートナー企業 (1,240万円) [24%]	2,500万円 (必要)
サブファンド出資分 (2,500万円) [50%]		

[資本性劣後ローンの活用]

農林漁業者等 (1,260万円) [17%]	パートナー企業 (1,240万円) [16%]	A-FIVE 資本性劣後ローン (2,500万円) [33.3%]
サブファンド出資分 (2,500万円) [33.3%]		

[無議決権株式の活用]

農林漁業者等 (1,260万円) [17%]	パートナー企業 (1,240万円) [16%]	パートナー企業 無議決権株式 (1,250万円) [16.6%]
サブファンド出資分 (2,500万円) [33.3%]		サブファンド 無議決権株式 (1,250万円) [16.6%]

◎資本調達において、更に5,000万円が必要となる場合

農林漁業者等 (1,260万円) [26%]	パートナー企業 (1,240万円) [24%]	5,000万円 (必要)
サブファンド出資分 (2,500万円) [50%]		

[無議決権株式の活用]

農林漁業者等 (1,260万円) 〔13%〕	パートナー企業 (1,240万円) 〔12%〕	パートナー企業 無議決権株式 (2,500万円) 〔25%〕
サブファンド出資分 (2,500万円) 〔25%〕		サブファンド 無議決権株式 (2,500万円) 〔25%〕

[資本性劣後ローンと無議決権株式の併用]

農林漁業者等 (1,260万円) 〔13%〕	パートナー企業 (1,240万円) 〔12%〕	A-FIVE 資本性劣後ローン (2,500万円) 〔25%〕	パートナー企業 無議決権株式 (1,250万円) 〔12.5%〕
サブファンド出資分 (2,500万円) 〔25%〕			サブファンド 無議決権株式 (1,250万円) 〔12.5%〕

(3) 1人当たりの出資負担の軽減

6次産業化事業体等を立ち上げる場合において、規模が小さい農林漁業者であっても、複数の農林漁業者が資本参画して共同で事業を行うことによって、1人当たりの出資負担が軽減されることとなります。また、農協、森林組合、漁協等を含めた協同組織を通じた出資も、農林漁業者等として当該事業体を立ち上げる有力な方法です。こうした方法をとることにより、農林漁業者1人当たりの出資負担の軽減を図ることが可能となることに加え、供給される原料についてロットがまとまることや、周年供給が図られるといった効果が期待されます。

農林漁業者出資分			パートナー企業 出資分 (24%)
(8.7%)	(8.7%)	(8.7%)	
サブファンド出資分 (50%)			

## 総合化事業とは

六次産業化・地産地消法における総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

### (1) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓(六次産業化・地産地消法第3条第4項第1号)

「新商品」とは、認定を受けようとする者がこれまでに開発、生産等を行ったことのない商品をいい、「不可欠な原材料」とは、新商品の特徴付ける機能、効用等を付与する原材料をいいます。なお、「新商品」には、最終製品ではない1次加工品も含まれます。

また、農林水産物だけでなく、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものなどについても、これを原材料として、新商品の開発などを行う場合は、認定の対象となります。

具体的には、農林漁業者自らが生産した野菜を原材料に用いて、新たに漬け物やジュース等の商品を開発する取組や農林漁業者が経営する宿泊施設、レストランなどにおいて、自ら生産した農林水産物等を調理して提供する取組、家畜排せつ物、未利用間伐材等のバイオマスを活用して発電する取組等が対象となります。

#### [参考事例]

- ① りんごの生産者が、新たに褐変防止処理をしたカットりんごを開発。皮むきが不要でゴミの排出がないという利点を活かして、果物離れの若年層を中心とした新たな需要先を開拓する。
- ② トマトの生産者が、疾患により通常食が摂取できない高齢者の方々などを対象として、従来は規格外として取り扱われていた低糖度トマトを活用した栄養価の高い流動食(トマトジュレ)の開発・生産を行う。

- ③ ハーブの生産者が、世界市場を視野に入れた販路の拡大を目的として、ヨーロッパで一番厳しいドイツの規格に適合する品種を選定し、それらを活用して、美白機能や保湿機能を有する化粧品等の開発を行う。

## (2) 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善（六次産業化・地産地消法第3条第4項第2号）

「新たな販売方式の導入」とは、認定を受けようとする者がこれまでに用いたことのない販売の方式を導入することをいい、「販売の方式の改善」とは、既に用いている販売の方式を改善することにより収益性の向上を図ることをいいます。

具体的には、これまで対面販売を行っていた者が新たにインターネット販売を行う取組や、農林水産物を直接販売する際に、新たに調理方法など消費者の関心に応える情報提供と併せた販売を行う取組等が対象となります。

### [参考事例]

- ① 肉牛の肥育農家が、老舗旅館の一角を借りて設置した食品加工施設兼販売所において、当該肥育農家が取り組んでいる肉牛の肥育方法などを伝えながら、新たに牛肉やその加工品の対面販売を行う。
- ② 直売事業を行っているJAが、新たに栄養士や野菜ソムリエの常駐する直売所を設置し、健康意識の高い客層をターゲットとして、健康に配慮した美味しい野菜の食べ方などのアドバイスを行いつつ野菜等の直接販売を行う。
- ③ 国内における野菜の販売のみを行っていた農業法人が、台湾や香港などの富裕層をターゲットとして、現地ニーズのある品目の生産にも取り組み、新たに野菜の輸出を行う。

**(3) 上記(1)(2)に掲げる措置を行うために必要な生産の方式の改善(六次産業化・地産地消法第3条第4項第1号)**

「生産の方式の改善」とは、農林漁業者等が行う新商品の開発や新たな販売方式の導入等の取組に必要な農業用施設の取得、新規の作物や家畜の導入、地域の土地、水その他の資源を生かした新たな生産方式の導入等をいいます。

[参考事例]

- ① さつまいもを活用した新たなスイーツの開発に当たり、加工適性の高い品種の導入に取り組む。また、原料となる加工向け品種の安定的な調達を実現するため、他の生産者と栽培契約を締結する。
- ② ベビーリーフ、ベビーレタスを活用した小売用のサラダを新たに開発するに当たり、現行の土耕栽培に代わり、雑菌密度が低く、洗浄効果の高い水耕栽培を新たに実施する。
- ③ 流通業者への販売のみを行っていた農業法人が新たに直接販売に取り組むに当たり、野菜の周年供給や品揃えを確保する観点から、新たに複数種類の野菜の栽培を実施する。

なお、これまでに認定を受けた総合化事業計画の概要については、農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/nintei/index.html> を御覧下さい。